

## 沖縄県自治研修所体育館等の使用に関する要領

(趣旨)

**第1条** 沖縄県自治研修所が所管する体育館、トレーニング室及び附属備品(以下「体育館等」という。)を、沖縄県三重城合同庁舎に入居する機関及び沖縄県男女共同参画センターの業務に支障のない範囲において、一般県民に開放し、福祉の増進に寄与するものとする。

(使用者の範囲)

**第2条** 体育館等を使用できる者は、スポーツ、レクリエーション活動等を目的とする場合に限るものとする。

(使用日)

**第3条** 体育館等の使用日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、自治研修所長(以下「所長」という。)は必要があると認めるとき、臨時に同項第1号及び第2号の日を使用日に変更し、又は使用日に使用させないことができる。

(使用時間)

**第4条** 体育館等の使用時間は、火曜日から土曜日は午前9時から午後8時30分までの間、日曜日は午前9時から午後4時までの間とする。ただし、所長は必要と認めるときは、使用時間を臨時に変更することができる。

(使用許可の申請)

**第5条** 体育館等の使用許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、沖縄県自治研修所体育館等使用許可申請書(第1号様式)を所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用する場合は、その最初の日)の4週間前から2週間前までの期間内に提出しなければならない。

(使用の不許可)

**第6条** 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 体育館等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 営利活動、宗教活動、政治活動を目的とするとき。

(4) 体育館等の管理上支障があるとき。

(5) その他所長が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可書の交付)

**第7条** 所長は、使用許可をしたときは、沖縄県自治研修所体育館等使用許可書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更)

**第8条** 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、沖縄県自治研修所体育館等使用変更許可申請書(第3号様式)を所長に提出しなければならない。ただし、変更は1回限りとする。

2 所長は、使用の変更を許可したときは、沖縄県自治研修所体育館等使用変更許可書(第4号様式)を使用者に交付するものとする。

(使用許可の取消)

**第9条** 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は体育館等の使用を制限し、若しくはその停止をさせることができる。

- (1) この要領又は自治研修所職員(その業務の委託を受けた者を含む。以下「職員」という。)の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 沖縄県三重城合同庁舎に入居する機関及び沖縄県男女共同参画センター内1階ホールの業務の用に供するため必要を生じたとき。
- (4) その他の都合により所長が特に必要と認めたとき。

(使用料)

**第10条** 使用者は、別表1に定める使用料を納めなければならない。ただし、沖縄県行政財産使用料条例(昭和47年条例第68号)に基づき使用料の減免措置が適用される場合は、この限りでない。

(使用料の納付)

**第11条** 体育館等の使用料は、別に発する納入通知書によりその全額を使用予定日の県の休日を除いた5日前までに納めなければならない。ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の返還)

**第12条** 既納の使用料は、返還しない。ただし、所長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 天災その他使用者の責めに帰すことができない事情により使用できなかったときは当該使用料の全額を返還する。
  - (2) 第9条第3号及び第4号に該当する場合は、当該使用料の全額を返還する。
- 2 使用料の返還を受けようとする者は、沖縄県自治研修所体育館等使用料返還申請書(第5号様式)を所長に提出しなければならない。

(使用方法等の事前打ち合わせ)

**第13条** 使用者は、事前に職員と体育館等の使用方法、遵守事項その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

(使用者の遵守事項)

**第14条** 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際しては、使用簿(別表2)に必要事項を記入することとし、使用を許可されていない施設へ立ち入ってはならない。
- (2) 使用者の安全確保の措置を講じなければならない。
- (3) 使用者の秩序を維持するため、責任者(成人)を置き、必要に応じて整理員を置かなければならない。
- (4) 所定の場所以外で飲食及び喫煙をしてはならない。
- (5) 火気を使用してはならない。
- (6) 許可を受けずに、壁面、柱等にはり紙等をしてはならない。

- (7) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類を携帯してはならない。
- (8) 騒音を発したり暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- (9) 物品の販売、寄付金品の募集又はそれに類する行為をしてはならない。
- (10) 許可を受けないで、物品の展示をしてはならない。
- (11) 体育館等は、安全かつ清潔に使用するとともに、体育館等使用者心得(別表3)を遵守しなければならない。
- (12) 前各号に定める外、体育館等の使用にあたっては、職員の指示に従わなければならない。

(原状回復の義務)

**第15条** 使用者は、体育館等の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちに体育館等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

**第16条** 使用者は、その使用に際し、体育館等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、所長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(補則)

**第17条** この要領に定めるもののほか、体育館等の管理に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月9日から施行する。

## 別 表1

### 沖縄県自治研修所体育館等使用料

#### 1 施設使用料

- (1) 体育館 1時間当たり 4,285円
  - ・ 使用料 : 1,257円
  - ・ 光熱水費 : 3,028円
- (2) トレーニング室 1時間当たり 642円
  - ・ 使用料 : 347円
  - ・ 光熱水費 : 295円

※1時間に満たない場合、30分以上は1時間とみなす。

#### 2 附属備品使用料

- (1) バレーボール用支柱一式 1回当たり:100円
- (2) バドミントン用支柱一式 1回当たり:100円
- (3) 卓球台1台 1回当たり:100円



## 別 表3

### 体育館等使用者心得

- 1 体育館等の利用に当たっては、職員の指示に従ってください。
- 2 体育館に備え付けられた体育館等使用簿に使用日、使用時間、責任者名、使用備品、使用者数を記入してください。
- 3 使用者の安全を確保してください。
- 4 責任者(成人)と適切な整理員を置いてください。
- 5 使用時間は、会場の準備、後片づけに要するすべての時間を含みますので、すべて時間内に終えてください。なお、使用時間の延長は認められませんのでご注意ください。
- 6 使用後は、整理、清掃を行い、附属備品を元の位置に戻し、職員の点検・承認を受けてください。
- 7 体育館等を汚損、損傷又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。汚損、損傷又は滅失したときは、直ちに届け出て、職員の指示を受けてください。
- 9 使用中に万が一事故が発生した場合は、直ちに職員に報告してください。
- 10 所定の場所以外での飲食、喫煙は禁止されています。
- 11 トイレ、シャワー室は清潔に使用し、使用後は、蛇口の閉め忘れ、電気の消し忘れに十分注意してください。
- 12 必要以上の騒音を発する等、他の使用者及び近隣施設に迷惑をかけないようにしてください。
- 13 許可された場所以外へ立ち入らないでください。
- 14 体育館及びトレーニング室の壁、柱等へ貼り紙等を行う場合や広告類を掲示、配布する場合は、許可を受けてください。
- 15 寄付金品を募集したり、物品を販売、展示しないでください。
- 16 ペット(盲導犬等を除く)は、入館出来ません。
- 17 貴重品類の管理は、使用者が責任をもって行ってください。万が一盗難等が発生した場合には、自治研修所は一切の責任を負いません。
- 18 使用中は最後まで十分な管理を行ってください。

第1号様式(第5条関係)

沖縄県自治研修所体育館等使用許可申請書

令和 年 月 日

沖縄県自治研修所長 殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

下記のとおり使用したいので申請します。

使用施設名				
使用日時	年 月 日 自 時 分 年 月 日 至 時 分			
使用目的				
参加予定人員	人			
責任者氏名及び電話番号				
附属備品	・ バレーボール用支柱一式 組 ・ バドミントン用支柱一式 組 ・ 卓球台 台			
	施設使用料	電気等使用料	附属備品使用料	合計
使用料	円	円	円	円

(注)1 太字の枠内は、記入しないでください。

2 使用日当日の時間延長は認められませんのでご注意ください。

第2号様式(第7条関係)

沖縄県自治研修所体育館等使用許可書

自 研 第 号  
令和 年 月 日

殿

沖縄県自治研修所長名 印

令和 年 月 日付けで申請のあった沖縄県自治研修所体育館等の使用許可申請については、下記のとおり許可します。

使用施設名	
使用日時	年 月 日 自 時 分 年 月 日 至 時 分
使用目的	
参加予定人員	人
責任者氏名及び電話番号	
附属備品	・ バレーボール用支柱一式 組 ・ バドミントン用支柱一式 組 ・ 卓球台 台
使用料	円
許可の条件	沖縄県自治研修所体育館等の一般貸出に関する要領を遵守すること。



第3号様式(第8条関係)

沖縄県自治研修所体育館等使用変更許可申請書

令和 年 月 日

沖縄県自治研修所長 殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

下記のとおり変更使用したいので申請します。

使用施設名				
許可年月日 及び番号	自研第 号 年 月 日			
変更理由				
変更事項	変更前			
	変更後			
	施設使用料	電気等使用料	附属備品使用料	合計
使用料	円	円	円	円
備考				

(注)太字枠内は、記入しないでください。

第4号様式(第8条関係)

沖縄県自治研修所体育館等使用変更許可書

自 研 第 号  
令和 年 月 日

殿

沖縄県自治研修所長名 印

令和 年 月 日付け申請のあった沖縄県自治研修所体育館等の使用  
変更については、下記のとおり許可します。

使用施設名		
許可年月日 及び番号	自研第 号 年 月 日	
変更理由		
変更事項	変更前	
	変更後	
使用料	円	
備考		

第5号様式(第12条関係)

沖縄県自治研修所体育館等使用料返還申請書

令和 年 月 日

沖縄県自治研修所長 殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

下記のとおり使用料の返還を申請します。

使用施設名			
許可年月日 及び番号	自研第	号	年 月 日
使用期間	年 月 日( ) 時 分から	年 月 日( ) 時	分まで
返還申請の理由			
既納使用料	円	返還申請額	円
備考			

(注)使用料領収書を添付すること。